

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和2年2月18日

香川県人事委員会委員長 関 谷 利 裕

**香川県人事委員会規則第1号**

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

特殊勤務手当に関する規則（平成12年香川県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(特殊現場作業手当)</p> <p>第8条 略</p> <p>2～4 略</p> <p><u>5. 条例第22条第1項第7号の人事委員会規則で定めるものは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第7項から第9項までに規定する感染症とする。</u></p> <p><u>6</u> 略</p>	<p>(特殊現場作業手当)</p> <p>第8条 略</p> <p>2～4 略</p> <p><u>5</u> 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の特殊勤務手当に関する規則の規定は、令和2年2月1日から適用する。